

株式会社タニコーテック行動計画

全ての従業員がその能力を十分に発揮し心身ともに健康で働くことが出来るように、次の通り行動計画を策定する。

1 計画期間 令和02年11月4日～令和04年11月3日までの2年間

2 内 容

目 標：1 年次有給休暇取得率を100%

【対策】

○令和2年11月～ 毎月 従業員の有給取得を把握

○令和2年11月～ 3ヶ月に一回未取得者への取得を周知